

EU の CCCTB（共通連結法人税課税標準）

指令案の概要と今後の見通し

ブリュッセル事務所・欧州ロシア CIS 課

欧州委員会は 2011 年 3 月 16 日、共通連結法人税課税標準指令案 (A proposal for a Council Directive on a Common Consolidated Corporate Tax Base: CCCTB) を提案した。この指令案では、EU における居住法人及び支店の利益の計算方法、計算された単体ごとの利益の連結、その連結された利益を加盟国に配分する方法を提案している。欧州委員会では、加盟国ごとに異なる税制が、過剰な課税、二重課税、コンプライアンス・コスト増加の原因で、EU の単一市場における投資の障害になっており、CCCTB は、単一市場における障害を取り除き、成長と雇用の増加を促進する政策であると考えている。本レポートでは、CCCTB 指令案の概要と採択の見通しを解説する。

なお、本レポートはジェトロ・ブリュッセル事務所が KPMG ブリュッセル事務所の野村正智ディレクターに CCCTB 指令案の概要と今後の見通しの解説を委託し、作成したものである。

【免責条項】

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ブリュッセル事務所が KPMG Fiduciaire Van België NV/SA 社に作成委託し、2012 年 3 月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは筆者およびジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性を知らされていたとしても同様とします。

目 次

1. CCCTB 指令案の背景	1
2. CCCTB 指令案の概要	1
3. CCCTB 指令案の採択の見通し.....	3
4. CCCTB 指令案の重要な条項ごとの概要	4

1. CCCTB 指令案の背景

欧州委員会は、2011年3月16日に共通連結法人税課税標準指令案（A proposal for a Council Directive on a Common Consolidated Corporate Tax Base(CCCTB)）を提案した¹。この指令案では、EUにおける居住法人及び支店（恒久的施設）の利益の計算方法、計算された単体ごとの利益の連結、その連結された利益を加盟国に配分する方法を提案している。

欧州委員会では、加盟国ごとに異なる税制が、過剰な課税、二重課税、コンプライアンス・コスト増加の原因で、EUの単一市場における投資の障害になっており、CCCTBは、単一市場における障害を取り除き、成長と雇用の増加を促進する政策であると考えている。欧州委員会は、2001年10月に「税制による障害のない域内市場に向けて」と題する報告書（Com (2001) 582 final）を発表し²、法人税制統合についてのビジョンを示した。その中で欧州委員会は、EU全体で事業活動をする場合、加盟国ごとに異なる税制に対応しなければならないが、この問題を解消するには、法人税課税標準の統一が唯一の方策であるとして、CCCTBを初めて取り上げた。以後、2004年から2008年にかけて、加盟国税務当局代表によって構成されるCCCTB作業部会を開催するなど、欧州委員会は、各界と公式、非公式に協議を重ね、2011年の指令案発表にこぎつけた。

2. CCCTB 指令案の概要

提案されている制度の概要は、次の通りである。

- グループ会社のEU内の課税利益を共通の方法で計算の上、連結し、一本の申告書を作成、グループ代表会社が申告を行う。
- 連結された利益は、一定の方法で加盟国に配分され、それぞれの加盟国の法人税が課される。
- 本制度を利用する、しないは任意であるが、利用する場合は、条件を満たすEU内の全グループ会社、恒久的施設を連結しなければならない。
- 法人税率は、各加盟国が決める。

本制度を利用する場合、次のメリットを享受できる。

- EU内で異なる税制に対応する必要がなくなり、税務上のコンプライアンス・コストが低減する。

1 指令案、プレスリリースなどは以下の欧州委員会ウェブサイトから閲覧できる。

http://ec.europa.eu/taxation_customs/taxation/company_tax/common_tax_base/index_en.htm

² <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM-2001-0582-FIN-EN-PDF>

本資料はジェトロが KPMG Fiduciaire Van België NV/SA に委託して作成しました。ジェトロは同社の許諾を得て本ウェブサイトに掲載しています。

Copyright (C) 2012 KPMG Fiduciaire Van België NV/SA

- EU 域内でグループ会社の損益を通算できる。
- 事業を集約するなど、のれん（グッドウィル）が移転するような、EU 内のグループ事業の再編を税制中立で実行できる。
- EU 内のグループ企業間取引に移転価格税制が適用されない。

ただし、日本との取引についての移転価格税制は残る。また、現在、日本と加盟各国間の租税条約に基づく、APA（事前確認制度）などとの関係の整理が必要である。

本指令案は、全 136 条が 18 章に分かれており、さらに 3 つの付属書によって構成されている。各章のタイトルおよび付属書の内容は次の通りである。

第 1 章「適用範囲」

第 2 章「基本的な事項」

第 3 章「本指令で定める制度への参加」

第 4 章「課税標準の計算」

第 5 章「認識のタイミングと評価」

第 6 章「償却」

第 7 章「損失」

第 8 章「本指令で定める制度への参加と離脱に関する規定」

第 9 章「課税標準の連結」

第 10 章「グループへの参加と離脱」

第 11 章「ビジネスの再編」

第 12 章「グループとグループ外の取引」

第 13 章「関連者取引」

第 14 章「濫用防止規定」

第 15 章「透明性の高い組織」

第 16 章「連結課税標準の配分方法」

第 17 章「制度適用の手続き」

第 18 章「最終規定」

付属書 I 本指令案の対象となる法人形態のリスト

付属書 II 加盟国の法人税のリスト

付属書 III 第 14 条の下で控除できない加盟国の税のリスト

本資料はジェトロが KPMG Fiduciaire Van België NV/SA に委託して作成しました。ジェトロは同社の許諾を得て本ウェブサイトに掲載しています。

Copyright (C) 2012 KPMG Fiduciaire Van België NV/SA

ユーロトレンド 2012.5

3. CCCTB 指令案の採択の見通し

本指令案は、EU 運営条約第 115 条に基づいて提案された。税制に関する本指令案の採択には、EU 閣僚理事会（理事会）における全会一致の賛成が必要である。欧州議会は、欧州経済社会委員会と共に、意見を述べることはできるが、議決権は持っておらず、理事会だけの採決によって採択される。

欧州経済社会委員会の意見は 2011 年 10 月 26 日に採択され、欧州議会の意見は、2012 年 4 月 19 日に採択された。両方とも、本指令案を支持している。理事会での審議は、すでに開始されているが、理事会で、27 ヶ国全ての賛成を得ることは難しいとみられている。

英国政府は税制の統合に対しては、原則として反対する姿勢をとっており、実際、英国政府はこの指令案を支持しない意向を非公式に明らかにしている。ただし、欧州委員会としては、英国の反対は指令案発表前から織り込み済みであると思われる。

全加盟国の賛成が得られない場合、EU 条約に基づき、一定の条件の下に「強化された協力（Enhanced Cooperation）」の手続きを利用することが可能である。EU 加盟国 27 ヶ国中 9 ヶ国以上が、その加盟国だけで統合を進めることを求めた場合には、そのグループの中でのみ合意をし、適用することができるという規定である（EU 条約第 20 条および EU 運営条約第 326～334 条参照）。欧州委員会としては、本指令案について「強化された協力」を利用することを考えている。

ユーロ圏加入国の財政政策統合を強化するという観点からは、CCCTB は、重要な政策であるため、ユーロ圏加入国の財政問題に端を発する問題は、ユーロ圏加入国の間で本制度を採択する追い風になる可能性がある。ユーロ圏加入国の首脳レベルでは、ドイツのメルケル首相とフランスのサルコジ大統領がこの指令案を推進している。

先行統合に全ユーロ圏加入国が参加しない場合、制度導入が困難になるかもしれない。参加しない加盟国にある会社と本制度の間でタックス・プランニングが行われることで、本制度を導入する加盟国が不利になる可能性があるためである。その一方で、はじめから加入国を拡大しすぎて危機に陥っているユーロの教訓に学び、経済的な統合が進み、税務当局間の信頼醸成が比較的容易な少数の加盟国だけで、CCCTB を始める可能性もある。

4. CCCTB 指令案の重要な条項ごとの概要

■ 第 1 章「適用範囲」

第 2 条「対象会社」によると、この指令案の対象となるのは、(1) EU で、付属書 I に掲載されている法人形態で設立され、付属書 II に掲載されている加盟国法人税の対象となっている会社と (2) EU 外の国で、付属書 I に類似した法人形態で設立された会社で、付属書 II の加盟国法人税の対象となっている会社である。

■ 第 4 章「課税標準の計算」

第 11 条「課税対象外の収益」では、次の 5 項目が記載されている。

- 償却対象となる固定資産の取得、建設、改造に直接関連した補助金
- プール償却資産 (39 条 2) 売却に伴う益金
- 受取配当金
- 株式売却益
- EU 外にある恒久的施設 (支店) からの収益

国外の支店に関しては、国外所得免除方式がとられる。さらに受取配当金、株式売却益に関しては、持分などの条件を付けず、すべて課税対象外にする考え方である。

第 14 条「損金算入の制限」では、次の項目が列挙されている。

- 利益配当、資本・債務の払戻
- 接待費用の 50%
- 資本の一部を構成する準備金への留保利益の転換
- 法人税
- 賄賂
- 罰金、科料
- 法人税の対象とならない収益 (第 11 条) を生むための費用。この費用は、納税者がそれ以下であることを示すことができる場合を除き、収益の 5% に固定する。
- 適格慈善団体以外への寄付、贈与
- 研究開発費用以外の固定資産取得、建設、改造費用
- 付属書 III に記載された税。エネルギー、アルコール、煙草に対する物品税を除く。ただし加盟国の裁量により、配分後の課税標準からの控除を認めることができる。

■ 第 6 章「償却」

償却は、次の 3 種類に分けられている。

本資料はジェトロが KPMG Fiduciaire Van België NV/SA に委託して作成しました。ジェトロは同社の許諾を得て本ウェブサイトに掲載しています。

Copyright (C) 2012 KPMG Fiduciaire Van België NV/SA

- 第 36 条「個別償却資産」は、建物の場合は、40 年、建物以外の長寿命有形資産の場合は、15 年、無形資産に関しては法的保護期間、法的保護期間のない場合は 15 年である。
- 第 39 条「プール資産」では、個別償却資産、非償却資産以外のすべての資産をプール資産としてまとめて、年率 25%で償却するという考え方を導入している。
- 第 40 条「非償却資産」は、土地、美術品、骨董、宝石などの摩損、陳腐化しない有形資産、金融資産である。

■ 第 7 章「損失」

第 43 条で、繰越しは無期限に認められ、繰戻しは認められないことが規定されている。

■ 第 9 章「課税標準の連結」

EU 各国であがった収益を、どのように本制度上のグループを形成するグループ全体の課税標準として計算し、連結するか、が規定されている。

第 54 条では「連結の対象となる子会社、孫会社等」の条件として、議決権の 50%超を持ち、かつ 75%超の資本あるいは利益配当を受ける権利を持っていること、としている。孫会社以下の議決権の計算では、上位会社における 50%超を 100%と見なす。

第 55 条「連結の対象となるグループの構成」としては、EU 内に本社を持つ「居住納税者」と持たない「非居住納税者」の二つの区切りとなっている。

EU 内に本社を持つ「居住納税者」の場合、他の加盟国にあるすべての恒久的施設と、EU 外の国にあるが、第 54 条の条件を満たす子会社の EU 内の恒久的施設、それから EU 加盟国の居住者であるすべての適格子会社・孫会社等をすべて併せてグループを構成する必要がある。

「非居住納税者」の場合は、EU 外に本社がある企業を想定しており、その親会社の EU 内のすべての恒久的施設および適格子会社、さらにその適格子会社、恒久的施設等が対象になる。

第 59 条「グループ内の取引」では、原則として構成メンバー間の取引は無視することを規定している。またグループ内の取引は、一貫した方法で記録されねばならず、その方法は文書化されなければならない。さらに記録方法に関しては、グループ内取引を、簿価か、税務目的の価値のうち、どちらか低い方で認識することを可能にするものでなければならない。

第 60 条では、グループ内取引は源泉税の対象とならないとしている。

■ 第 10 章「グループへの参加と離脱」

「グループへの参加」については、第 61 条で本制度上のグループに途中参加する場合の、

本資料はジェトロが KPMG Fiduciaire Van België NV/SA に委託して作成しました。
ジェトロは同社の許諾を得て本ウェブサイトに掲載しています。

Copyright (C) 2012 KPMG Fiduciaire Van België NV/SA

濫用防止規定が定められている。途中参加するのは基本的に合併買収の結果だが、非償却資産あるいは個別償却資産の経済的所有者が、グループに参加し、その時点から5年以内に、その資産がグループ外に売却された場合、売却益と売却費用は、グループに参加した時点での所有者に配分された課税標準に対し、それぞれ追加、控除される。

第64条では、本制度上のグループに参加する前に発生して、繰り越されている税務上の損失に関しては、連結課税標準には加えられず、配分された後の課税利益と相殺する。

「グループからの離脱」に関しては、第67条で濫用防止規定が設けられている。資産の売却を目的とする企業の売却を防止するために、グループ離脱後3年以内に非償却資産あるいは個別償却資産を売却した場合には、売却益は、元のグループの連結課税標準に加えられる。

第68条では、グループを離脱した納税者が、知的財産権などの無形資産を所有している場合、自己形成の無形資産に関して、過去5年間の研究、開発、広告、宣伝費用をその価値とみなして、連結課税標準に加えるとしている。

第69条では、グループを離脱する会社には損失を割り当てることはできない、と規定している。

■ 第11章「ビジネスの再編」

第70条では、グループ内のビジネスの再編やグループ・メンバーの登記住所の変更は、連結課税標準上の損益とはならない、と規定している。ただし、濫用防止規定として、再編、あるいは2年以内に行われた一連のグループ内取引の結果、実質的にすべての資産が他の加盟国に移転され、連結課税標準配分の際のファクターのひとつである資産ファクターが、実質的に変わる場合、資産移転後、5年間は、移転された資産は、元の納税者の資産ファクターとみなす、と定めている。

第71条では、第69条の、グループを離脱する会社には損失を配分しない規定の例外を規定している。複数のグループがビジネスを再編し、グループあるいはグループの複数のメンバーが他のグループに移る場合で、繰越損失がある場合、繰越損失は、第86-102条の規定に従って、前のグループのメンバーに割り当てられる。

■ 第12章「グループとグループ外の取引」

第72条では、第11条における課税対象外の収益のうち、受取配当金、株式売却益、EU外にある恒久的施設からの収益は、納税者に適用される税率を決定する上で考慮することができるとしている。

第73条は、第11条における課税対象外の収益に関する濫用防止規定である。EU加盟国における法人税率平均の40%未満の法人税率である国にある法人や恒久的施設、あるいは

標準税率が 40%未満ではなくても、その国の一般に適用される制度よりも相当低い課税が行われる特別な制度の対象になっている場合、課税対象から除外しないという内容になっている。

ちなみに、KPMG の発行する『Corporate and Indirect Tax Survey』2011 年版によると、EU27 カ国の法人税率平均は、22.88%であり、その 40%は、9.15%となる。

第 75 条「株式売却益非課税の否認」では、株式の売却によってグループを離れる納税者が、売却される年か、その前年に、グループ内の取引によって、個別償却資産あるいは非償却資産を取得している場合には、その株式の売却益は非課税とならない、と規定している。ただし、そのグループ内取引が正当なビジネス上の理由で行われたことを示すことができれば、非課税とされる。

第 77 条「源泉税」では、グループからグループ外に支払われた利子およびロイヤルティは、支払いを行った加盟国のルールと、その加盟国が締結した二重課税防止条約の上限率に基づいた源泉税が徴収される。徴収された源泉税に関しては、第 86-102 条の規定に従って、全体に配分される。

■ 第 13 章「関連者取引」

第 78 条「関連者の定義」では、次のように定めている。

- グループの納税者が、直接あるいは間接的に、非納税者あるいはグループ外の納税者の議決権の 20%超か、資本金の 20%超を持つ場合、あるいは経営に重要な影響を及ぼすことができる場合、両者を関連者とみなす。
- 同一人が、直接あるいは間接的に、納税者、非納税者あるいはグループ外納税者の議決権の 20%超か、資本金の 20%超を持つ場合、あるいは経営に重要な影響を及ぼすことができる場合、両者を関連者とみなす。個人、配偶者、直系尊属・卑属は同一人とみなす。
- EU 外の国にある支店、あるいは本店との関係は、関連者とみなす。

第 79 条では、関連者取引の条件が、独立企業間のものでなく、本制度上の納税者側に申告されない収益があったとみなされる場合、納税者の収益とされ、課税対象となることを規定している。

■ 第 14 章「濫用防止規定」

第 80 条「一般濫用防止規定」では、租税回避を唯一の目的として行われた不自然な取引は、課税標準を計算する上で、なかったものとみなすとしている。但し書きがあり、ビジネス上の結果は同じだが、税務上の効果が違って、税務上いちばん有利な結果となるものを選んだ場合には、正当なビジネス活動と認められ、濫用防止規定は適用されない。

本資料はジェトロが KPMG Fiduciaire Van België NV/SA に委託して作成しました。ジェトロは同社の許諾を得て本ウェブサイトに掲載しています。

Copyright (C) 2012 KPMG Fiduciaire Van België NV/SA

第 81 条「過小資本税制」は、法人税率の非常に低い国との取引に関してのみ適用される規定となっている。過小資本税制が適用され、EU 外の国にある関連者に支払われた利子の損金算入が認められないのは次の条件を満たす場合である。

- その国と情報交換の規定がない。
- その国の一般的法人税率が EU 加盟国の平均法人税率の 40%未満である。あるいは、その関連者がその国で一般に適用される制度よりも相当低い課税が行われる特別の制度の対象になっている。

ただし、次のいずれかの条件を満たす場合、過小資本税制は適用されず、独立企業間相当の利子は、損金算入を認められる。

- 支払われた利子は、第 82 条に従い関連者の課税標準に含まれている。
- 利子が支払われた会社の主たる株式が、認可された証券取引市場で普通に取引されている。
- 利子が支払われた法人は、登記地において、独立した営利企業として、役員および従業員が実質的な経営と事業活動を行っている。

第 82 条「CFC 税制」では、次の条件すべてに当てはまる EU 外の国に居住する法人の留保利益は、合算課税の対象となるとしている。

- 直接あるいは間接に 50%超の議決権を有する、あるいは 50%超の資本を持つ、あるいは 50%超の利益配当を受ける権利を有する。
- その国の一般的法人税率が EU 加盟国の平均法人税率の 40%未満である。あるいは、その関連者がその国で一般に適用される制度よりも相当低い課税が行われる特別の制度の対象になっている。
- 30%超の収益が、利子、ロイヤルティ、配当、株式売却益、動産、不動産（EU 加盟国側に課税権がある場合を除く）、保険・銀行・その他の金融活動からあげられている。但し、それぞれの分野の中で、関連者取引が 50%超である。
- 主たる株式が、認可された証券取引市場で普通に取引されている会社ではない。

なお、情報交換の合意を結んでいる EEA 加盟国には適用されない。EEA 加盟国とは、EU 加盟国 27 カ国＋ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタインである。

■ 第 16 章「連結課税標準の配分方法」

第 86 条「標準配分方法」では、標準的な配分方法として、売上ファクター、労働ファクター、資産ファクターの三つのファクターを、それぞれ 3 分の 1 ずつで計算するとしている。さらに労働ファクターは、賃金総額、いわゆるペイロール・コストと、従業員の数という二つのファクターに分割されている。

- 3 分の 1 : 売上比 (売上ファクター)

本資料はジェトロが KPMG Fiduciaire Van België NV/SA に委託して作成しました。ジェトロは同社の許諾を得て本ウェブサイトに掲載しています。

Copyright (C) 2012 KPMG Fiduciaire Van België NV/SA

- 6分の1 : 賃金総額比 (労働ファクター)
- 6分の1 : 従業員数比 (労働ファクター)
- 3分の1 : 賃金比 (資産ファクター)

標準配分方法では、グループ会社 A に配分される課税標準は、次の計算式に基づいて計算される。

$$\text{Share A} = \left(\frac{1}{3} \frac{\text{Sales}^A}{\text{Sales}^{\text{Group}}} + \frac{1}{3} \left(\frac{1}{2} \frac{\text{Payroll}^A}{\text{Payroll}^{\text{Group}}} + \frac{1}{2} \frac{\text{No of employees}^A}{\text{No of employees}^{\text{Group}}} \right) + \frac{1}{3} \frac{\text{Assets}^A}{\text{Assets}^{\text{Group}}} \right) * \text{Con'd Tax Base}$$

第 87 条「セーフガード規定」では、第 86 条における標準的な配分方法を適用した結果が、公正でないと見なされる場合には、代替方法の適用を要求することができるとしている。これは納税者、税務当局のどちらからでも提案できる。代替方法の適用に関しては、関係するすべての税務当局が合意する必要がある。

■ <労働ファクター>

第 90 条

- 年度末の従業員数を用いる。
- 従業員の定義は加盟国法に基づく。

第 91 条

- 従業員は、報酬を得ているグループ会社に帰属する。
- 但し、報酬を得ているグループ会社の従業員数の 5%以上が、他のグループ会社の管理責任下にある場合、その他のグループ会社に帰属する。
- 直接雇用されていないものの、従業員と同様の業務を行っている者も従業員と見なされる。
- 賃金総額には、給与、賃金、賞与、その他の報酬、雇用主負担分の年金・社会保険掛け金が含まれる。
- 賃金総額は、その年度に雇用主が損金算入した額とする。

■ <資産ファクター>

第 92 条

- 所有、賃借、リースする有形資産の平均価額を用いる。
- グループ参加あるいはグループ新設から 5 年間は、参加・新設までの 6 年間の研究、開発、広告、宣伝費総額を資産ファクターに加える。

第 93 条

- 資産は、経済的所有者に帰属する。経済的所有者が明確でない場合は法的所有者に帰

本資料はジェトロが KPMG Fiduciaire Van België NV/SA に委託して作成しました。ジェトロは同社の許諾を得て本ウェブサイトに掲載しています。

Copyright (C) 2012 KPMG Fiduciaire Van België NV/SA

属する。

- 経済的所有者が、実際の使用者でない場合で、そのような資産が実際の使用者の税務上の有形資産額の 5%を超える場合、使用者に帰属する。
- リース資産は、グループ内のリースを除き、貸し手か、借り手のグループ会社に帰属する。

第 94 条

- 土地その他の非償却有形資産は、取得価額を使用する。
- 個別償却資産、期首と期末の税務上の価額の平均を用いる。期中にグループ内で移動した場合には、月割とする。
- プール償却資産は、期首と期末の税務上の価額の平均を用いる。
- 資産の借り手が、経済的所有者でない場合、年間賃借料あるいはリース料から転貸料、サブリース料を引いたものの 8 倍を資産評価額とする。
- 資産の貸し手が、経済的所有者でない場合、年間賃貸料、リース料の 8 倍を資産評価額とする。
- 当年度か前年度にグループ内で資産を移転した後、グループ外にその資産を売却した場合、グループ内移転からグループ外売却までの期間中は、その資産は、移転前のグループ会社の資産ファクターに帰属させる。ただし、正当なビジネス活動によることを示せる場合を除く。

■ <売上ファクター>

第 95 条

- 売上ファクターには第 70 条に基づくみなし恒久的施設も含まれる。
- 課税対象とならない収益、利子、配当、ロイヤリティ、資産売却益は、通常のビジネス活動の一環である場合を除き、売上ファクターには含まれない。
- グループ内取引は、含まれない。

第 96 条

- 商品の売上は、その商品を取得した者への発送、輸送が最終的に到達する加盟国のグループ会社に帰属する。
- その場所が不明な場合、最後に商品の場所が明らかな加盟国のグループ会社に帰属する。
- サービスの売上は、サービスが行われた加盟国のグループ会社に帰属する。
- 課税対象とならない収益、利子、配当、ロイヤリティ、資産売却益が売上に含まれる場合、受益者に帰属する。
- 当該加盟国にグループ会社がない場合、あるいは EU 外の国である場合、その分の売

本資料はジェトロが KPMG Fiduciaire Van België NV/SA に委託して作成しました。
ジェトロは同社の許諾を得て本ウェブサイトに掲載しています。

Copyright (C) 2012 KPMG Fiduciaire Van België NV/SA

上ファクターは、労働・資産ファクターに従って、全グループ会社に配分される。

第 102 条「配分後の課税標準から控除可能な項目」では、本制度適用前の繰越損失、組織再編（第 66 条、第 71 条）に関連する繰越損失、グループ参加時の規定に関わる金額に関しては、配分後の課税標準から控除が可能としている。グループ参加時の規定に関わる金額とは、資産の売却（第 61 条）、長期契約に関わる売上と経費（第 62 条）、引当（第 62 条）である。また、付属書 III に記載された税に関して、加盟国法で認められる場合には、配分後の課税標準から控除が可能としている。

■ 第 17 章「制度適用の手続き」

本章では、本制度適用の際の手続きが述べられている。

第 104 条では、本制度を適用する際には、初めて適用される課税年度が開始される 3 ヶ月前までに、「主たる納税者」は「主たる税務当局」に申請を行わなければならないとしている。

本制度を構成する企業グループの法人税申告書は 1 本になるので、その申告書を提出する会社が、「主たる納税者」である。EU 内に本社を持つ企業の場合にはその本社になるが、EU 外に本社を持つ場合は、その本社が指定した子会社ないしは支店となる。主たる納税者を管轄する税務当局が、「主たる税務当局」である。

第 105 条では、申請をして、制度の適用が認められた場合、最低 5 年間、継続して適用する必要があるとしている。更新する場合には、3 年ごとの更新となる。更新せず、制度適用を終了する場合には、更新期限 3 ヶ月前までに、主たる納税者が主たる税務当局に通知を行う必要がある。

第 109 条「申告書の提出」では、主たる納税者は、連結法人税申告書を、年度終了後 9 ヶ月以内に主たる税務当局に提出しなければならないと規定している。

第 114 条「更正処分」は、税務当局が申告書に同意しなかった場合の規定である。1 加盟国でのみ納税している場合には、その国の規定に基づく。複数の加盟国で納税するグループの場合には、最終的な申告書の提出から 3 年以内に更正処分を行うことができると規定している。但し、納税者の意図的、重大な過失による誤りがある場合には 6 年以内、刑事訴追の対象となる誤りがある場合には 12 年以内に、更正処分が可能と規定している。

また、申告書と査定の差が 5,000 ユーロ、あるいは連結課税標準の 1%のいずれか低い方を超えない場合、更正処分の対象とはならない。また、各国への課税標準の配分に誤りがあった場合も、誤差が全体の 5%未満の場合には、更正処分の対象にはならない。

第 119 条「ルーリング」では、納税者は、税務当局に対し拘束力のある意見を求めることができると規定している。

■ 第 18 章「施行をコントロールする委員会の設置」

この指令案を補完するために、欧州委員会が施行規則を採択することが予見されている。第 131 条では、欧州議会・理事会規則 182/2011 に基づき、欧州委員会の実施規則採択を加盟国がコントロールするための、加盟国の代表によって構成される委員会（いわゆるコミトロジー委員会）が設置されることが規定されている。

第 132 条では、この委員会は第 87 条に基づく例外的な配分方法を検討することができることが規定されている。

アンケート返送先 FAX：03-3587-2485

e-mail：ORD@jetro.go.jp

日本貿易振興機構 海外調査部 欧州ロシア CIS 課宛

● ジェトロアンケート ●

調査タイトル：EUのCCCTB（共通連結法人税課税標準）指令案の概要と今後の見通し

ジェトロでは、新局面を迎えるEUのCCCTB（共通連結法人税課税標準）を目的に本調査を実施いたしました。報告書をお読みいただいた後、是非アンケートにご協力をお願い致します。今後の調査テーマ選定などの参考にさせていただきます。

■質問1：今回、本報告書で提供させていただきました「EUのCCCTB（共通連結法人税課税標準）指令案の概要と今後の見通し」について、どのように思われましたでしょうか？

（○をひとつ）

4：役に立った 3：まあ役に立った 2：あまり役に立たなかった 1：役に立たなかった

■質問2：①使用用途、②上記のように判断された理由、③その他、本報告書に関するご感想をご記入下さい。

--

■質問3：今後のジェトロの調査テーマについてご希望等がございましたら、ご記入願います。

--

■お客様の会社名等をご記入ください。（任意記入）

ご所属	<input type="checkbox"/> 企業・団体	会社・団体名
	<input type="checkbox"/> 個人	部署名
		お名前

※ご提供頂いたお客様の個人情報については、ジェトロ個人情報保護方針 (<http://www.jetro.go.jp/privacy/>) に基づき、適正に管理運用させていただきます。また、上記のアンケートにご記載いただいた内容については、ジェトロの事業活動の評価及び業務改善、事業フォローアップのために利用いたします。

～ご協力有難うございました～